

## スイスの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

スイス連邦（ドイツ語では「Schweizerische Eidgenossenschaft」、フランス語では「Confédération Suisse」、イタリア語では「Confederazione Svizzera」。以下「スイス」という。なお、以下、本稿で原語を引用する場合、原則として、ドイツ語による）は、主権を有する 23 の州（Kanton）及び 3 つの準州から構成される共和制の連邦国家である。従って、スイスは連邦法を有するとともに、各地の州においては独自の州法も存在する。

スイスの法制度は、ドイツと同じく、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。スイス法は、ドイツ法とともに、日本、台湾、トルコ等多くの国の法制度に大きな影響を与えてきた。とくにトルコ民法は、スイス民法を母法として制定されたものである。

スイスは欧州連合（EU）には加盟していないが、欧州評議会及び欧州自由貿易連合（EFTA）に加盟している。2002 年には、ついに国連への加盟を果たした。また、シェンゲン協定、欧州人権条約等の国際条約にも加盟している。EU に加盟していないスイスは、本来、EU 指令の国内法化の義務はないが、経済活動の円滑化等の目的から、自国の法制度を可能な限り EU の法規制に合わせるようにしている。

スイスには、多くの国際機関（例えば、世界貿易機関（WTO）、世界保健機関（WHO）、国際標準化機構（ISO）等）や多国籍企業が本拠をおいている。

### II 憲法

現行のスイス連邦憲法（Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft）は、1999 年に全面改正され、2000 年 1 月 1 日から施行されたものである（一部改正は、その後も頻繁に行われている）。

#### 表：スイス連邦憲法の主な体系<sup>2</sup>

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 表の作成にあたっては、①『スイス連邦憲法概要』（参議院憲法調査会事務局、2002 年）49 頁、②『新解説世界憲法集 第 2 版』（三省堂、2010 年）所収の「スイス連邦」（関根

編	章	節
前文		
第1編 総則		
第2編 基本権、市民権及び社会目標	第1章 基本権	
	第2章 市民権及び政治的権利	
	第3章 社会目標	
第3編 連邦、州及び自治体	第1章 連邦と州の関係	(1)連邦及び州の任務、(2)連邦及び州の協力、(3)自治体、(4)連邦保障
	第2章 管轄権	(1)対外関係、(2)安全保障、国防、民間防衛、(3)教育、研究及び文化、(4)環境及び土地利用計画、(5)公共事業及び交通、(6)エネルギー及びコミュニケーション、(7)経済、(8)住宅、労働、社会保障及び公衆衛生、(9)外国人の滞在と定住、(10)民事法、刑事法、度量衡
	第3章 財政秩序	
第4編 国民及び州	第1章 総則	
	第2章 イニシアティブ及びレファレンダム	
第5編 連邦官庁	第1章 総則	
	第2章 連邦議会	(1)組織、(2)手続、(3)管轄権
	第3章 連邦参事会及び連邦行政府	(1)組織及び手続、(2)管轄権

照彦著) 283頁以下を参照した。また、本稿における憲法の条文の和訳についても、上記の2つの文献を参照した。

	第 4 章 連邦最高裁判所及びその他の司法官庁 <sup>3</sup>	
第 6 編 連邦憲法の改正及び経過規定	第 1 章 改正 第 2 章 経過規定	
1998 年 12 月 18 日の連邦決議の最終規定		

スイス連邦憲法の特色として、2つの直接民主制的制度、即ち、「レファレンダム (Referendum)」(国民投票、1874年の改正時に導入)及び「イニシアティブ (Initiative)」(国民発案、1891年の改正時に導入)を挙げることができる。レファレンダムは、国民に、提案された憲法改正や国際機関への加盟等についての「拒否権」を与えるものであり、現状維持の機能を有するといえる。これには、必ず実施しなければならない「義務的レファレンダム」(例えば、連邦憲法の改正のために必要。140条)と、有権者5万人又は8州の要求により実施する「任意的レファレンダム」(141条)がある。これに対し、イニシアティブは、憲法改正等についての「提案権」を与えるものであり、現状変革の機能を有するといえる<sup>4</sup>。例えば、連邦憲法の改正を發議するイニシアティブのためには、有権者10万人以上の署名を18ヶ月以内に集める必要がある(138条、139条)。国民による憲法改正の發議により、頻繁に憲法改正が行われている。

スイスは永世中立を宣言している。よって、他国から軍事攻撃を受けた場合でも、それ以外の国に頼ることはできず、「自分の国は自分で守るしかない」ということになる。そこで、スイス憲法には、「安全保障、国防、民間防衛」に関する規定がおかれている(57条～61条)。主なものを挙げると、「スイスは軍隊を有する。軍隊は、基本的には民兵の原則に基づいて組織される」(58条1項)、「全てのスイス人男性は、兵役に就くことを義務付けられる」(59条1項前段)、「武力紛争の影響から人と財産を守ることを目的とする民間防衛に関する立法は、連邦事項である」(61条1項)等の規定がある。これらの規定から考えると、スイスは、同じく「中立」という言葉が使われていても、いわゆる「非武装中立」とは全く異なる制度を採用していることが分かる。

スイスでは、言語政策につき、「4言語主義」が採用されている。連邦の「国語」(連邦政府により公式に認められた言語)は、ドイツ語、フランス語、イタリア語及びロマンシュ語の4つである(4条)。これに対し、連邦の「公用語」(連邦政府の官公庁等において使用されるべき言語)は、基本的には、ドイツ語、フランス語及びイタリア語の3つであるが、ロマンシュ語の話者との意思疎通においては、ロマンシュ語もまた連邦の「公用語」

<sup>3</sup> 第5編第4章は、2000年3月12日の国民投票で採択、2007年1月1日に発効した。『新解説世界憲法集 第2版』(三省堂、2010年)所収の「スイス連邦」(関根照彦著)303頁。

<sup>4</sup> 『新版 世界の地方自治制度』(竹下讓監修・著、イマジ出版、2002年)所収の「スイス」(松田聡著)81頁。

であるとされている（70条1項）<sup>5</sup>。

また、スイス連邦憲法は、「持続可能な発展」について明文で規定している（2条2項、73条、104条1項）。このことは、スイス連邦憲法が、人間と環境の調和や環境保護に意を用いていることを示しているといえよう。

その他にも、連邦憲法は、生殖医療、遺伝子技術及び移植医療を規制する具体的な規定をおいている（119条乃至120条）ことは注目に値する。

## 1 統治機構

スイスは、23の州（Kanton）<sup>6</sup>により構成される。より正確に言えば、20の州と6の半州（地理的・宗教的理由等により、州が2つに分かれたもの）からなる。州は上院議員を2名ずつ選出するのに対し、半州は1名ずつ選出する（150条2項）。また、州は国民投票の際に1と計算されるのに対し、半州は0.5と計算されるというように、半州は州の半分として扱われる（142条4項）。「州は、連邦に委譲されていない全ての権利を行使する」（3条後段）とされていることや、「州は、連邦法の定めるところにより、連邦レベルでの意思形成手続、とくに連邦の立法手続に参加する」（45条1項）とされていることから分かるように、連邦憲法は、州に大きな権限を与えている。これは、かつて、州が、主権国家であったことの名残といえよう。しかし、連邦の実質的な影響力が次第に強くなるに従い、州の実質的な影響力は低下する傾向にある。

連邦の立法機関として、連邦議会（Bundesversammlung）がある。これは、国民を代表する国民議会（Nationalrat、下院）と、州を代表する全州議会（Ständerat、上院）からなる（二院制）。両院の権限に優劣はない。連邦議会の選挙は4年ごとに実施される。連邦議会の立法について、裁判所は違憲立法審査権を有しないが、前述した任意的レファレンダムがある。

連邦の行政機関として、連邦参事会（Bundesrat、内閣）がある。これは、「連邦の最高の国家指導官庁」であり（174条）、連邦議会により選出された7名の閣僚からなる（175条）。この7名の閣僚の中から、連邦大統領が連邦議会により任命され、各閣僚が順次交代して輪番制で務める（任期は1年。毎年1月1日に就任）。連邦大統領は、「同輩中の主席」にすぎず、閣僚経験の長い者から順番に就任するが、閣議を主宰したりする以外には、特段の重要な権限を持たない。議院内閣制は採られておらず、内閣は安定的である<sup>7</sup>。

<sup>5</sup> スイスにおいては、実際には、ドイツ語話者が約65%、フランス語話者が約20%、イタリア語話者が約5%であり、ロマンシュ語話者は約1%しかいない。住民が主に使用している言語は、地域によって異なる。英語を含む複数言語を自在に操るスイス人は、数多い。

<sup>6</sup> 「Kanton」は、「カントン」又は「邦」と和訳されることもある。かつて「Kanton」は主権国家であったことから、米国等における「州」よりも独立性がもともと強いことを強調するためと思われるが、本稿では「州」という語を用いる。

<sup>7</sup> 『新版 世界の地方自治制度』（竹下譲監修・著、イマジン出版、2002年）所収の「スイス」（松田聡著）70頁。

連邦の司法機関として、連邦裁判所（Bundesgericht）がある。スイスでは、まず、州の裁判所が訴訟を管轄する。州の裁判所で最終審の判断が下された後、はじめて、連邦裁判所に提訴される。連邦裁判所の権限は、連邦法の適用に限定される。連邦裁判所は、違憲の連邦法の適用を拒否することはできず、違憲性を宣言することができるだけである（190条）。連邦最高裁判所は、「連邦の最高の司法官庁」であり（188条1項）、連邦レベルの最終審である。

23の州には、それぞれ州議会（Kantonrat）がある（一院制）。州の行政は、州参事の合議体である州政府（Regierungsrat）が行う。州知事（Landammann）は、連邦大統領と同じく、「同輩中の主席」にすぎない。

## 2 人権

スイスは1974年に欧州人権条約を批准しており、連邦憲法は豊富な人権カタログを有している。例えば、「難民は、迫害される国へ強制送還され、引き渡されることはない」（25条2項）、「連邦は、無国籍の子どもへの帰化の条件を緩やかにする」（38条3項）等のように、日本国憲法には見当たらない規定も数多く存在する。

連邦憲法によれば、「死刑は禁止される」（10条1項後段）が、保安処分は認めている。即ち、性犯罪者又は暴力犯罪者が、極めて危険で、治癒の見込みがないと鑑定により判断された場合、終身拘禁されるものとしている（123a条）。この規定は、イニシアティブにより発案され、2004年2月8日に採択されたものである。

## III 民法・商法

スイス民法典（Schweizerisches Zivilgesetzbuch（ZGB））は、ドイツ民法典の強い影響を受け、1907年12月10日に制定され、1912年1月1日に施行された（その後も、幾度物も度の改正を経ている）。スイス民法典は、1926年に制定されたトルコ民法典に対して強い影響を与えた。スイス民法典は、親族法及び相続法だけでなく、物権法を含むものであるが、債務法については、別の法典であるスイス債務法典（Bundesgesetz betreffend die Ergänzung des Schweizerischen Zivilgesetzbuches（Fünfter Teil: Obligationenrecht: OR））が1911年に制定されている。スイス債務法典は、その内容に契約法、会社法、手形小切手法等を含んでいることから分かるように、民法と商法を統合したものであり、その制定以降、多くの国の立法に影響を及ぼした。最近日本で検討されている「債権法改正」の議論において、スイス民法典及びスイス債務法典の体系及び内容が改めて注目されている。

スイス民法典及びスイス債務法典の主な体系は、下表のとおりである<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> 2013年1月1日現在の情報による。

表：スイス民法典の主な体系<sup>9</sup>

編	章	節
総則		
第 1 編 人格法		(1)自然人、(2)法人、(2-2)総資産
第 2 編 親族法	第 1 章 婚姻法	(3)婚姻、(4)離婚及び別居、(5)婚姻の一般的効力、(6)夫婦財産制
	第 2 章 親子	(7)親子関係の発生、(8)親子関係の効力、(9)家族共同体
	第 3 章 成年の保護	(10)介護の自己手配及び法的措置、(11)公的措置、(12)機関
第 3 編 相続法	第 1 章 相続人	(13)法定相続人、(14)死後処分
	第 2 章 相続	(15)相続の開始、(16)相続の効果、(17)相続財産の分割
第 4 編 物権法	第 1 章 所有権	(18)総則、(19)土地所有権、(20)動産所有権
	第 2 章 制限付物権	(21)用益権及び土地負担、(22)不動産担保、(23)動産担保
	第 3 章 占有及び土地登記簿	(24)占有、(25)土地登記簿
適用及び施行規定		

 表：スイス債務法典の主な体系<sup>10</sup>

編	章	節
第 1 編 総則	第 1 章 債務の成立	(1)契約により成立した債務、(2)不法行為における債務、(3)不当利得から派生した債務
	第 2 章 債務の効力	(1)債務の履行、(2)不履行の効果、(3)第三者に関わる債務
	第 3 章 債務の消滅	

<sup>9</sup> 表の作成にあたっては、①『瑞西民法』(辰巳重範訳、法学新報社、1911年)(国立国会図書館の「近代デジタルライブラリー」にて閲覧可)、②『スイス家族法・相続法』(松倉耕作訳著、信山社、1996年)等を参照した。

<sup>10</sup> 表の作成にあたっては、①『司法資料 第 261 号 スイス債務法』(司法省調査部、1939年)(国立国会図書館の「近代デジタルライブラリー」にて閲覧可)、②角田美穂子著「スイス」([www.moj.go.jp/content/000083167.pdf](http://www.moj.go.jp/content/000083167.pdf))等を参照した。

	第4章 債務 における特殊 関係	(1)連帯債務、(2)条件付債務、(3)手付金、没収金、給与 控除及び違約金
	第5章 債権 の譲渡及び債 務引受	
第2編 各種 の契約関係	第6章 売買 及び交換	(1)総則、(2)動産売買、(3)不動産売買、(4)特殊の売買、 (5)交換契約
	第7章 贈与	
	第8章 賃貸 借	(1)総則、(2)住居用又は商業用建物の賃貸借に関する貸 主による不正賃料又は不正請求に対する保護、(3)住居 用又は商業用建物の賃貸借の終了に対する保護
	第8章の2 用 益賃貸借	
	第9章 使用 貸借及び消費 貸借	(1)使用貸借、(2)消費貸借
	第10章 労働 契約	(1)個別労働契約、(2)特殊な個別労働契約、(3)集団労働 契約及び標準労働契約、(4)強行規定
	第11章 請負 契約	
	第12章 出版 契約	
	第13章 委任	(1)単純なる委任、(1-2)配偶者・パートナー仲介契約、 (2)信用状及び融資承認、(3)仲立契約、(4)代理商契約
	第14章 事務 管理	
	第15章 問屋 営業	
	第16章 物品 運送契約	
第17章 登録 代理権及びそ の他の代理商 の形式		

	第 18 章 支払 指図	
	第 19 章 寄託 契約	
	第 20 章 保証 契約	
	第 21 章 博戯 及び賭事	
	第 22 章 終身 定期金契約及 び終身扶養契 約	
	第 23 章 単純 なる組合	
第 3 編 商事 会社及び産業 組合	第 24 章 合名 会社	(1)概念及び設立、(2)社員相互間の関係、(3)会社の第三者に対する関係、(4)解散及び退社、(5)清算、(6)消滅時効
	第 25 章 合資 会社	(1)概念及び設立、(2)社員相互間の関係、(3)会社の第三者に対する関係、(4)解散、清算、消滅時効
	第 26 章 株式 会社	(1)総則、(2)株主の権利及び義務、(3)株式会社の組織、(4)資本の減少、(5)株式会社の解散、(6)責任、(7)公法上の団体の参加、(8)公法上の営造物に対する本法適用の除外
	第 27 章 株式 合資会社	
	第 28 章 有限 責任会社	(1)総則、(2)社員の権利及び義務、(3)会社の組織、(4)解散及び退社、(5)責任
	第 29 章 産業 組合	(1)概念及び設立、(2)組合員資格の取得、(3)組合員資格の喪失、(4)組合員の権利及び義務、(5)産業組合の組織、(6)産業組合の解散、(7)責任、(8)産業組合連合、(9)公法上の団体の参加
第 4 編 商業 登記、商号及び 商業帳簿	第 30 章 商業 登記	
	第 31 章 商号	
	第 32 章 商業	

	帳簿	
第 5 編 有価証券	第 33 章 登録証券、無記名証券及び指図証券	(1)総則、(2)登録証券、(3)無記名証券、(4)手形、(5)小切手、(6)手形類似及びその他の指図証券、(7)物品証券
	第 34 章 社債	(1)社債発行における目論見書公表の強制、(2)社債における債権者団体
		附則及び経過規定

外国企業がスイスに拠点を設ける場合、最も一般的な形態は、株式会社（AG）又は有限責任会社（GmbH）を設立することである。他に、外国企業がスイスに支店を設立することもできる。支店は当該外国企業の一部にすぎないが、外国企業からある程度独立して事業活動を行うことが可能となる。スイスで事業活動を行うためには、支店であっても商業登記簿への登記を要する。

表:スイス法における主な会社の種類

名称	ドイツ語	意味	法人格	分類
株式会社	Aktiengesellschaft (AG)	社員の地位が株式という細分化された割合的単位の形をとり、その株主が株式の引受価額を限度とする有限の出資義務のみを負う会社。最低資本金は 10 万スイスフラン。株主は 1 名以上。外国企業がスイスに拠点を設ける場合、最もよく利用される	有	資本公司
有限会社	Gesellschaft mit beschränkter Haftung (GmbH)	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う社員のみからなる会社。最低資本金は 2 万スイスフラン。出資者は 1 名以上。取締役会が不要である等の理由から、中小企業によく利用される	有	資本公司

#### IV 民事訴訟法

スイスでは、従来、州ごとに民事訴訟制度が制定・運用されてきた。また、裁判所制度も州ごとに異なっており、各州が独自の裁判所組織を有する。州レベルの標準的な裁判所制度は、下級裁判所と上級裁判所の二審制である。そして州の上級裁判所の判決に対しては、連邦裁判所に上告することができる。連邦裁判所は、州の上級裁判所の行った事実認定に基づき、原判決に連邦法違反があるか否かという法律審査を行う<sup>11</sup>。

各州によってばらばらの民事訴訟手続を、連邦法レベルで統一しようという努力が長い間なされてきた。その結果、2011年1月1日、スイス連邦民事訴訟法（Schweizerische Zivilprozessordnung）が施行され、各州の民事訴訟手続が連邦法レベルで統一された。

なお、連邦憲法は、民事訴訟に関して、連邦レベルと州レベルの権限分配を規定している（2007年1月1日発効）。即ち、①民事法及び民事訴訟法の立法は、連邦が管轄し、②裁判所組織及び民事裁判は、連邦法に別段の定めがない限り、州が管轄する（連邦憲法122条）。

民事訴訟に関する最近の動きとしては、2012年1月1日、「特許裁判所法」の施行により、特許裁判所が創設されたことが挙げられる。特許裁判所は、連邦特許裁判の第一審として、特許権の侵害及び有効性に関する紛争を解決することを目的とするものである<sup>12</sup>。

## V 刑事法

スイス連邦刑法典（Schweizerisches Strafgesetzbuch）に関して、本稿では、とくに未成年者連れ去り罪について紹介しておきたい。スイスでは、裁判所での離婚の際に、子供に対する親権が決定され、子供と別居する父又は母には子供との面会権が与えられる。親権を与えられなかった父又は母の同意を得ずに、子供をスイス国外に連れ出した場合、未成年者連れ去り罪が成立し、3年以下の懲役又は罰金に処せられる（220条）<sup>13</sup>。国境を越えた不法な子供の強制的な連れ去りや引き止めなどがあったときに、迅速かつ確実に子供をもとの国に返還する国際協力の仕組み等を定めることを目的とする多国間条約として、「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」（ハーグ条約）があり、スイスを含む多くの国が加盟している。未成年者が連れ出された国および連れ込まれた国の両方が条約加盟国である場合にのみハーグ条約が適用されるどころ、日本も近い将来、ハーグ条約に加盟する予定であるといわれているため、今後、スイスの未成年者連れ去り罪に関する紛争事案が増加する可能性がある。

<sup>11</sup> 林道晴著「スイスの民事訴訟 一連邦裁判所、チューリッヒ州及びベルン州の実務を中心として」（『ヨーロッパにおける民事訴訟の実情（下）』（法曹会、1998年）所収）173頁。

<sup>12</sup> 「スイスの特許裁判所法および特許弁理士法の概要」（JERO デュッセルドルフセンター、2011年）

[www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20110201.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20110201.pdf)

<sup>13</sup> [http://www.ch.emb-japan.go.jp/jp/ryoji/seikatsu/shiken\\_mondai.html](http://www.ch.emb-japan.go.jp/jp/ryoji/seikatsu/shiken_mondai.html)

次に刑事手続についてであるが、前述した民事訴訟と同様に、従来、各州ごとに法制度が制定され、運用されてきた。そのため、各州によってばらばらの刑事手続を連邦法レベルで統一しようという努力がなされてきた。その結果、2011年1月1日、スイス連邦刑事訴訟法典（Schweizerische Strafprozessordnung）が施行され、各州の刑事手続が連邦法レベルで統一された。これにより、複数の州にまたがる犯罪の捜査・訴追を行いやすくなり、また、被害者及び証人の保護も手厚くなった。また、検察官が捜査の主宰者となり起訴に持ち込むこととされ、従来の予審判事の制度が廃止された。さらに、特定のおとり捜査が禁止されることとなり、児童ポルノ取締りのためのおとり捜査が困難になることが懸念されている<sup>14</sup>。

なお、連邦憲法は、刑事手続に関しても、連邦レベルと州レベルの権限分配を規定している（2007年1月1日発効）。即ち、①刑事法及び刑事訴訟法の立法は、連邦が管轄し、②裁判所組織、刑事裁判、刑罰と措置の執行は、連邦法に別段の定めがない限り、州が管轄する（連邦憲法 123 条）。

## VI 参考資料

以上、スイス法の概要を簡単に紹介してきたが、スイス法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

スイス法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、英語による概説書として、『INTRODUCTION TO SWISS LAW *Third Edition*』（Edited by F. Dessemontet and T. Ansay, Kluwer Law International, 2004）がある。

インターネット上の情報としては、ウェブサイト「GloboLex」に、英語ではあるが、スイスの法制度や法令・判例の調査方法等に関するさまざまな情報が掲載されている<sup>15</sup>。

法令及び判例の調査方法等については、『外国法文献の調べ方』（板寺一郎著、信山社出版、2002年）の137～142頁にも掲載されている。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.41 No.3』（国際商事法研究所、2013年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第6回 スイス」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

<sup>14</sup> <http://www.swissinfo.ch/jpn/detail/content.html?cid=29188592>

<sup>15</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/switzerland.htm>